

# 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

## 1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



## 2. 法律案の概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

#### ○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

##### 火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

##### 火山防災協議会（第4条）

- 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

###### 必須構成員

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等  
(砂防部局)

火山専門家

自衛隊

警察

消防

###### 必要に応じて追加

観光関係団体 等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

###### 協議事項

- 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

###### 噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

###### 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

###### 噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

###### 避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

##### 【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

###### 【都道府県】(第5条)

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
- 右の2、3を定める際の基準
- 避難・救助に関する広域調整等

###### 【市町村】(第6条)

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
- 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
- 避難場所・避難経路
- 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
- 避難訓練・救助

##### 【市町村長の周知義務】(第7条)

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例（桜島）】

##### 【避難確保計画の作成義務】(第8条)

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

#### ○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

#### ○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- 登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

## ○活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号、昭和53年改正）の概要

### 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ること

### 生命・身体への被害

法第2条

#### 避難施設緊急整備地域の指定

内閣総理大臣が指定

#### 避難施設整備計画の作成 <都道府県知事>

内閣総理大臣の同意

- 道路又は港湾の整備
- 広場の整備
- 退避壕その他の退避施設の整備
- 学校、公民館等の不燃堅牢化

法第3～7条

<市町村>

### 降灰被害

法第11条

#### 降灰除去事業の実施 <市町村>

降灰の基準量を活火山法  
施行令（政令）で規定

（道路、下水道、都市排水路、公園、宅地）

法第12条

#### 降灰防除地域の指定

内閣総理大臣が指定

- 降灰防除事業の実施
  - ・地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備
  - 地域内の医療施設、中小企業者の施設等整備に対する低利資金の融通

法第12～15条

### 農林漁業の被害

法第3～7条

#### 避難施設緊急整備地域の指定（既述）

内閣総理大臣が指定

#### 防災営農施設整備計画等の作成 <都道府県知事>

農林水産大臣への報告

〔事業の実施

法第8～10条

### その他

法第16条

#### 治山・治水事業の推進

法第18条

#### 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進

#### 火山現象の研究観測体制の整備

法第19条

## 活動火山対策に係る特別交付税措置の概要について

### ○算定方法

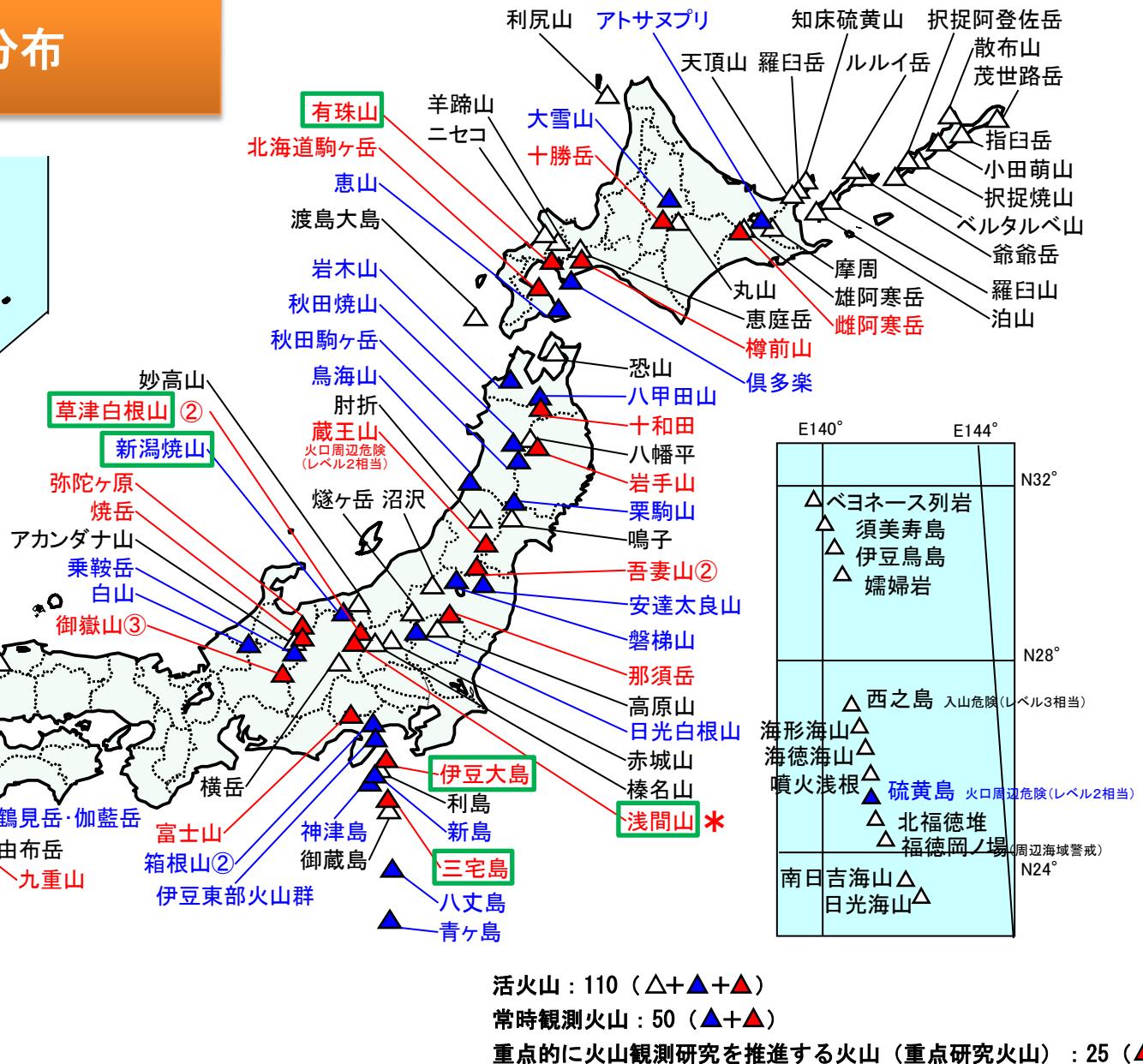
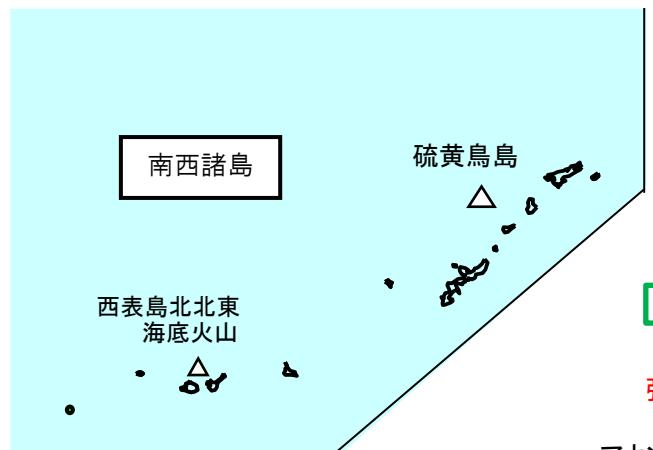
活動火山対策に要する経費のうち、次の算式により算定した額

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

A：国の補助金等を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費

B：当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費

# 我が国の活火山の分布



△: 活火山

▲: 活火山のうち常時観測火山

▲: 活火山のうち常時観測火山かつ重点研究火山

□: 避難壕又は退避舎が整備されている火山 (H26. 10現在)

\* 火山名に記載の数字等は噴火警戒レベル又は噴火警報 (H27. 6. 5現在)

\* \* は臨時の解説情報が発表されている火山 (H27. 6. 5現在)

## 47火山における火山防災対策の取組状況

監視・観測体制の充実等が必要な47火山(火山噴火予知連絡会により選定)における火山防災対策の取組状況(H27.3.26現在)

火山名	関係都道県	火山防災協議会 <sup>(※1)</sup> 設置	火山ハザードマップ 作成	噴火警戒 レベル 運用	具体的な避難計画 <sup>(※2)</sup> 策定	
					(策定市 町村数 / 関係市町 村数 <sup>(※3)</sup> )	
アトヌプリ	北海道	△	○		( 0 / 1 )	
雌阿寒岳	北海道	△	○	○	( 0 / 3 )	
大雪山	北海道	△			( 0 / 3 )	
十勝岳	北海道	△	○	○	( 1 / 6 )	
樽前山	北海道	△	○	○	( 1 / 3 )	
俱多楽	北海道	△	○		( 0 / 1 )	
有珠山	北海道	△	○	○	( 0 / 3 )	
北海道駒ヶ岳	北海道	△	○	○	( 0 / 3 )	
恵山	北海道	△	○		( 0 / 1 )	
岩木山	青森県	○	○		( 0 / 3 )	
秋田焼山	秋田県	○	○	○	( 1 / 2 )	
岩手山	岩手県	△	○	○	( 0 / 4 )	
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	○	○	○	( 0 / 2 )	
鳥海山	秋田県、山形県	○	○		( 0 / 4 )	
栗駒山	秋田県、岩手県、 宮城県	○			( 0 / 3 )	
蔵王山	山形県、宮城県	○	○		( 0 / 5 )	
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	( 0 / 3 )	
安達太良山	福島県	○	○	○	( 0 / 5 )	
磐梯山	福島県	○	○	○	( 0 / 3 )	
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○	( 0 / 4 )	
日光白根山	栃木県、群馬県	○			( 0 / 3 )	
草津白根山	群馬県、長野県	△	○	○	( 0 / 5 )	
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	( 0 / 6 )	
新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	( 3 / 3 )	

◇火山防災協議会設置: 47火山

◇火山ハザードマップ作成: 37火山

火山名	関係都道県	火山防災協議会 <sup>(※1)</sup> 設置	火山ハザードマップ 作成	噴火警戒 レベル 運用	具体的な避難計画 <sup>(※2)</sup> 策定	
					(策定市 町村数 / 関係市町 村数 <sup>(※3)</sup> )	
焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎ ( 2 / 2 )	
乗鞍岳	長野県、岐阜県	○				( 0 / 2 )
御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	○ ( 1 / 4 )	
白山	岐阜県、石川県、 福井県	○				( 0 / 3 )
富士山	山梨県、静岡県、 神奈川県	○	○	○		( 0 / 12 )
箱根山	静岡県、神奈川県	○	○	○		( 0 / 1 )
伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○		( 0 / 1 )
伊豆大島	東京都	○	○	○	◎ ( 1 / 1 )	
新島	東京都	○				( 0 / 1 )
神津島	東京都	○				( 0 / 1 )
三宅島	東京都	○	○	○		( 0 / 1 )
八丈島	東京都	○				( 0 / 1 )
青ヶ島	東京都	○				( 0 / 1 )
硫黄島 <sup>(※4)</sup>	東京都	○	—	—	—	—
鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○			( 0 / 2 )
九重山	大分県	△	○	○	○ ( 1 / 2 )	
阿蘇山	熊本県	△	○	○	◎ ( 3 / 3 )	
雲仙岳	長崎県	○	○	○	○ ( 1 / 3 )	
霧島山	宮崎県、鹿児島県	△	○	○	○ ( 1 / 5 )	
桜島	鹿児島県	○	○	○	○ ( 1 / 2 )	
薩摩硫黄島	鹿児島県	△	○	○	◎ ( 1 / 1 )	
口永良部島	鹿児島県	△	○	○	◎ ( 1 / 1 )	
諫訪之瀬島	鹿児島県	△	○	○	◎ ( 1 / 1 )	
<b>合計</b>			<b>47</b>	<b>37</b>	<b>30</b>	15 ( 20 / 130 )

◇噴火警戒レベル運用: 30火山

◇具体的な避難計画策定: 20市町村

(※1)△は必須構成員(都道府県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防、火山専門家)が未参画。

(※2)少なくとも入山規制や避難の開始時期及び対象地域、避難先、避難経路・手段等が定められている避難計画。関係市町村の一部で具体的な避難計画が策定されている場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で具体的な避難計画が策定されている場合には「◎」とした。

(※3)現行の火山ハザードマップにおいて、大きな噴石・火碎流・融雪型火山泥流の影響範囲に行政区画が含まれる市町村。火山ハザードマップが未作成の火山地域では、火口から4km以内に行政区画が含まれる市町村。

(※4)硫黄島には一般住民は居住していないため、「-」としている。

# 御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)【概要版】

## ○御嶽山噴火(H26.9.27) 死者57名、行方不明者6名(H27.3現在)

多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門家育成等の課題が顕在化

◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。

◎頻繁に噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。

◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。

## 火山噴火予知連絡会(気象庁)

火山観測体制等に関する検討会  
火山情報の提供に関する検討会

\* H27. 3. 26 とりまとめ

## 科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省)

「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」 H26. 11 とりまとめ

## 中央防災会議 火山防災対策推進WG

「御嶽山噴火を踏まえた  
今後の火山防災対策の推進  
とりまとめ」

## 1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて

- ①国による火山防災対策の基本方針の策定
- ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化
- ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一體的な火山防災推進体制の整備
- ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施  
内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討

## 2. 火山監視・観測体制について

### (1) 火山監視・観測体制の強化

- ①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化
- ②常時観測47火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して50火山とし、監視・観測体制を速やかに構築

### (2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制

- ①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発
- ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整
- ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において、「火山情報連絡員制度」を整備

## 3. 火山防災情報の伝達について

### (1) わかりやすい情報提供

- ①・噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ  
・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断
- ②・変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報)  
・臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討
- ③噴火警戒レベル1のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更
- ④噴火発生の情報(噴火速報)の迅速な提供および伝達手段の検討
- ⑤火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載

### (2) 情報伝達手段の強化

- ①情報伝達手段の多様化(防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達等)
- ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表
- ③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達  
(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるプッシュ型の情報提供等)

## 4. 火山噴火からの適切な避難方策等について

### (1) 退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方

退避壕・退避舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」を作成

### (2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方

- ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用)
- ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討  
防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討
- ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成

### (3) 火山防災訓練の推進

火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施

## 5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

### (1) 火山防災に関する学校教育

- ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討
- ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成等)

### (2) 登山者、旅行者、住民等への啓発

- ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ
- ②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行業者、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行業者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成等)
- ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施  
(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催等)

## 6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について

### (1) 重点研究火山について

現状の16火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え25火山とし、重点的に観測・研究を実施

### (2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について

- ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施
- ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施
- ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポスドク人材等の確保、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置

# 災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

## 1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 ー「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

## 2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国:中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村:地方防災会議、災害対策本部

## 3. 防災計画ー計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議:防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関:防災業務計画
- 都道府県・市町村:地域防災計画 ○市町村の居住者等:地区防災計画

## 4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

## 5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

## 6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

## 7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒政府の方針(対応基本方針)の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動)